

クレジット決済法制の現状と課題

2023年11月14日

弁護士 池本誠司

第1 クレジット決済法制の現状

1. 2016年改正前の法制度

【適用対象】 包括信用購入あっせん(法2条3項)

- ・予めカード・番号・記号を付与し、
- ・商品等の販売を条件として、代金相当額を販売業者(加盟店)に交付し、
- ・2月超後払いにより返済を受ける契約。

【主な行政規定】

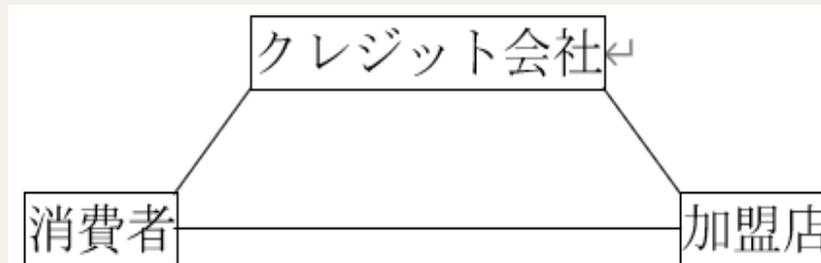
(1) 支払可能見込額調査義務+過剰与信防止義務(法30条の2、30条の2の2)

- ・収入確認・個人信用情報(クレジット債務)調査等により支払い能力を超えるカード発行・与信を禁止

(2) 加盟店調査義務関係

○苦情発生時の適切処理(加盟店調査)義務(法30条の5の2)

- ・加盟店の販売方法に関する苦情が発生したとき、
- ・包括信用購入あっせん業者は、加盟店を調査し苦情を適切処理する



(3) カード番号等のセキュリティ関係

- ・包括信用購入あっせん業者＋二月払購入あっせん業者(マンスリークリア払い)＋立替払取次業者(アクワイアラー)は、
 - ➡セキュリティ対策は、マンスリークリア払い、アクワイアラーも適用
- ・クレジットカード番号等の漏えい防止等の適切管理義務(35条の16)

(4) 登録制(31条、34条の2等)

- ・資本金要件、営業保証金制度等 ➡加盟店保護
- ・苦情の適切処理等に必要な体制整備 ➡消費者保護

【主な民事規定】

○抗弁接続(法30条の4)

- ・販売契約が解除・取消しの場合、クレジット契約の未払金の支払い拒絶

2. 2016年改正後の法制度の現状 (2018年6月1日施行)

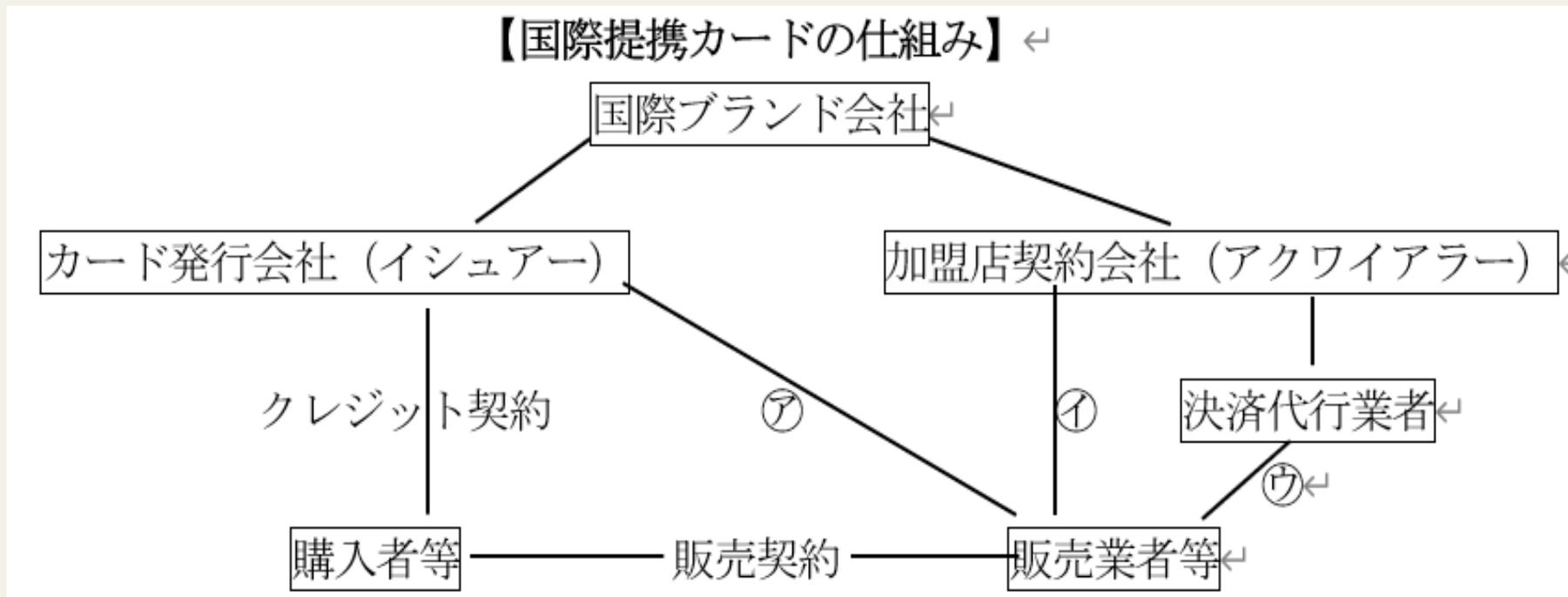
【背景①】

ア) 三者型クレジットシステムから、国際ブランド経由の**イシューア-アクワイアラ-の役割分化と決済代行業者等の介在が広がる**

イ) イシューア-が加盟店調査措置の役割を直接果たせない実情

ウ) マンスリークリア払いの利用割合が大半を占めるが、規制対象外

エ) 海外アクワイアラ-経由の悪質決済代行業者の横行と悪質サイト業者の増大



【主な規定】

(1) クレジットカード番号等取扱契約締結事業者に対し

- ・ **マンスリークリア払いを含むアクワイアラ**

⇒ 加盟店の審査には、支払回数数の区別によって影響を受けるものではない。後リボが広がっており、加盟店審査においてマンスリークリアを除外すると、悪質加盟店排除の目的達成が困難となる(平成27年7月3日付割賦販売小委員会報告書11頁)。

- ・ (加盟店契約の実質的決定権限を有する) **決済代行業者**

⇒ 海外アクワイアラ経由の取引では、決済代行業者が加盟店審査を実質的に担っている。

○ **登録制**(割販法35条の17の2)

- ・ 外国法人は日本国内に営業所を設けていること
- ・ 加盟店調査体制を整備していること

○ **加盟店調査措置義務**(割販法35条の17の8、省令133条の5～9)

- ① 加盟店契約時の調査、② 加盟店契約後の定期調査、
- ③ 苦情発生時の調査措置、④ 調査結果をイシューアに報告。

(2) **包括信用購入あっせん業者の苦情適切処理義務**の内容を**苦情伝達義務**に改正(割販法30条の5の2, 省令60条2号)

- ⇒ イシューアとアクワイアラ等の連携による不適正取引の排除、苦情の適切処理
- ⇒ イシューアは、マンスリークリア払いを含まない

【課題】マンスリークリア払いのカード発行会社（イシューア）には苦情伝達義務がない

⇒消費者からの苦情はすべてイシューアに寄せられる。

イシューアからアクワイアラーに伝達されなければ、加盟店調査義務が機能しない。

⇒・衆議院経済産業委員会平成28年11月16日 **附帯決議** 第1項

・参議院経済産業委員会平成28年12月1日 **附帯決議** 第1項

「クレジットカード決済におけるカード発行会社と加盟店契約会社とが役割分担するオフアス取引が広がっている現状において、カード決済を利用した悪質加盟店のトラブルを防止するため、消費者からカード発行会社に寄せられた苦情申出を、カード発行会社から加盟店契約会社に迅速に伝達し、加盟店契約会社において悪質加盟店情報を集約し加盟店調査及び措置を効果的に講ずる等、政府は、業界の実効的な取り組みを促進するとともに、**その実施状況を検証し、必要に応じて翌月一括払いの取引についてカード発行会社の苦情伝達等の在り方を検討すること。**」

⇒ **日本クレジット協会**「包括信用購入あっせんに係る自主規制規則」60条の2第2項

「会員は、二月払購入あっせんに係る苦情（加盟店に起因するものに限る）について、前項の通知を行うよう努めるものとする。」 ⇒努力義務規定

<2016年改正後の法制度 つづき>

【背景②】

- ・カード加盟店に対する不正アクセスによる**カード番号等漏えい**＋**不正利用被害**が増大

【2016年改正による主な規定】

- ・**カード加盟店**に対し、**カード番号等適切管理義務**(割販法35条の16)及び**不正利用防止義務**(35条の17の15)を規定
- ・**クレジットカード番号等取扱契約締結事業者**に対し、**加盟店調査措置義務**(35条の17の8)としてカード加盟店に対する**カード番号情報等の漏えい**・**不正利用**に関する調査措置義務も規定(省令133条の8第4号～6号)
⇒カード加盟店に対する行政規制の規定はなく、**アクワイアラ**等が加盟店調査・指導を行うことを通じて、不適正取引の防止・苦情処理と、**カード番号等の漏えい**・**不正利用防止**を図る。

<2020年改正による法制度>

【背景】

- ・**決済代行業者**・**ECモール事業者**・**QRコード決済業者**・**カード番号等取扱受託業者**等の**中間業者**(**決済代行業者等**)の介在形態が拡大。
- ・介在業者に対する不正アクセスによる**カード番号情報漏えい**＋**不正利用被害**の増大

【主な規定】

- ・**決済代行業者等**に対し、**カード番号等適切管理義務**を導入(35条の16)
⇒登録制、加盟店調査措置義務はなし。

【2020年改正後の課題】

参議院経済産業委員会令和2年5月12日付附帯決議

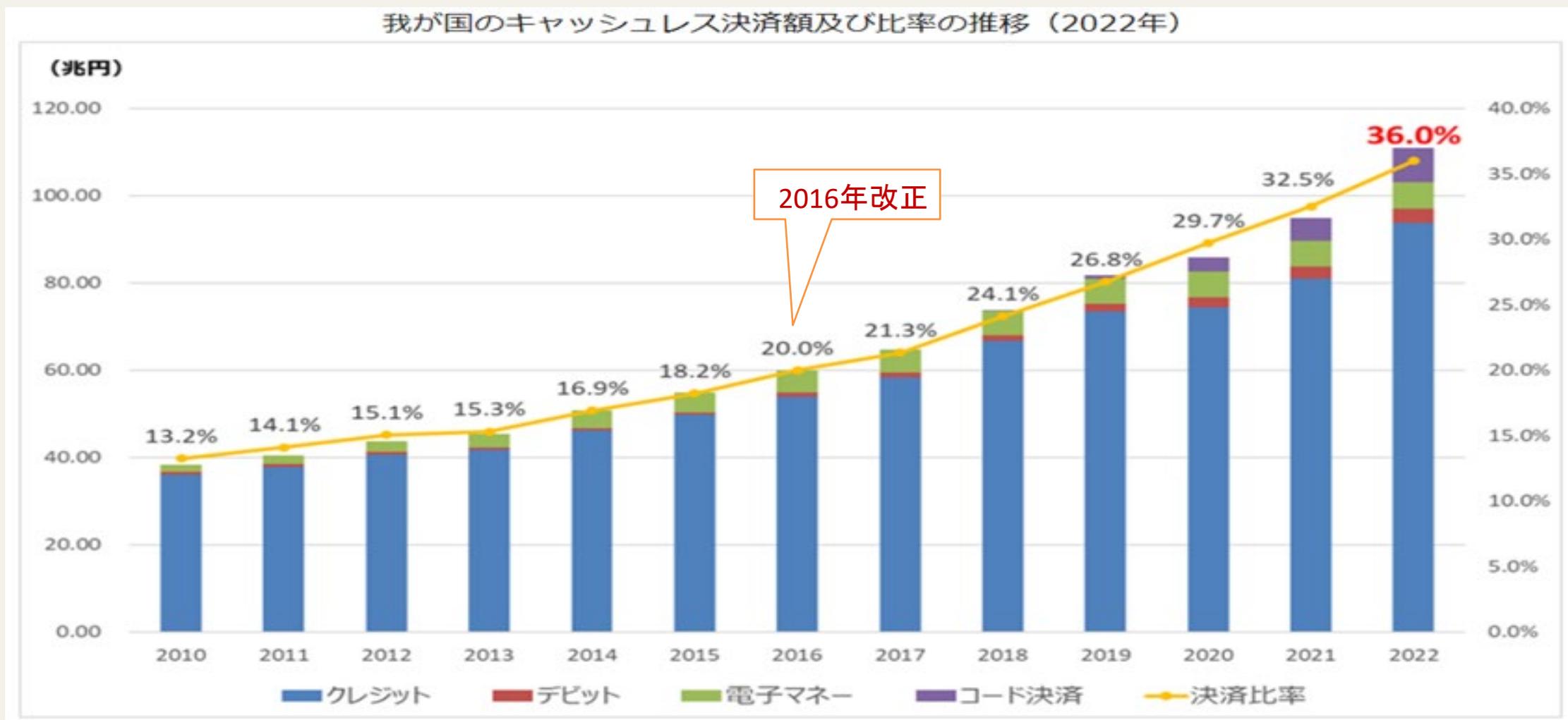
4 近年、割賦販売法や資金決済法の適用のない立替払い型の後払い決済サービスに関し、国民生活センターへの相談件数が増加していることに鑑み、消費者トラブル防止に向けた事業者による自主的な取組・対応を促進するとともに、その実態を踏まえつつ、個別方式のクレジットに係る二か月内払いの取引について加盟店とのトラブル防止のための対策を講じること。

また、クレジットカード決済を利用した二か月内払いの取引に係る消費者トラブルの増加に対し、事業者による自主的な取組の実態把握を確実にを行い、カード発行会社から加盟店契約会社等への苦情伝達の連携や苦情に対する対処の在り方など必要な対策を講じること

衆議院経済産業委員会令和2年6月12日付附帯決議

4 近年、二か月内払いのいわゆるマンスリークリア取引や、割賦販売法及び資金決済法の適用のない立替払い型の後払い決済サービスについて、国民生活センターへの相談件数が増加していることに鑑み、消費者トラブル防止に向けた事業者による自主的な取組・対応を促進するとともに、その実態を踏まえつつ必要な対策を講じること。

3-1 クレジットカード決済信用供与額の推移】



3-2 販売信用に関する消費生活相談件数の推移

年度	2005	2007	2008	2010	2012	2013	2015	2017	2018	2019	2020	2021	2022
	H17	H19	H20	H22	H24	H25	H27	H29	H30	R1	R2	R3	R4
総相談件数	1,047,210	861,770	768,646	706,011	643,409	689,240	651,202	554,627	534,719	553,919	573,345	521,784	569,459
販売信用	140,025	110,005	88,729	79,370	74,708	84,777	94,284	112,406	124,097	157,179	186,540	174,106	226,755
割賦販売	3,522	5,093	5,870	7,698	6,988	7,296	6,451	5,092	4,289	3,849	3,346	3,421	3,043
包括信用	10,072	13,102	14,387	22,384	18,912	19,846	19,519	20,272	21,075	21,682	21,188	18,315	19,740
個別信用	102,111	69,342	45,387	29,810	20,863	21,691	21,186	20,024	17,580	16,699	15,015	14,470	23,429
ローン提携販売	6,487	6,592	7,184	324	689	963	418	70	70	78	82	89	53
2月内払	8,826	9,228	9,523	13,231	22,181	29,934	40,663	59,322	72,678	104,598	135,750	127,463	169,440

国民生活センター「消費生活年報」各年度版～PIO-NETより～

3-3 マンスリークリア決済のトラブル増大の現状

【クレジットカード決済に関する契約件数と相談件数の推移】

クレジットカードショッピング(2月内払以下)の契約件数【注1】						販売信用に関する消費生活相談件数(2月内払)【注2】	
(マンスリークリア)			(マンスリークリア以外)	2月内払合計			
年度	件数(a)	比率	件数(b)	合計件数(a)+(b)	比率	件数	比率
2017	8,497,021,399	1.00	2,054,292	8,499,075,691	1.00	59,355	1.00
2018	9,426,251,412	1.11	2,075,821	9,428,327,233	1.11	73,045	1.23
2019	11,039,366,363	1.30	2,037,765	11,041,404,128	1.30	104,608	1.76
2020	11,863,071,431	1.40	1,427,368	11,864,498,799	1.40	135,761	2.29
2021	13,412,342,860	1.58	1,449,541	13,413,792,401	1.58	127,959	2.16
2022	15,392,460,246	1.81	1,550,579	15,394,010,825	1.81	169,440	2.85

2018年6月施行

【注1】 日本クレジット協会「日本のクレジット統計」18年～22年版各23頁。

<https://www.j-credit.or.jp/information/statistics/index.html#shopping>

22年度分は、日本クレジット協会「クレジットカード動態調査集計結果(契約件数)23年版より。

https://www.j-credit.or.jp/information/statistics/download/dynamicsurvey_creditcard_list.pdf

【注2】 国民生活センター「2022年度全国の消費生活相談の状況 ～PIO-NETより～」

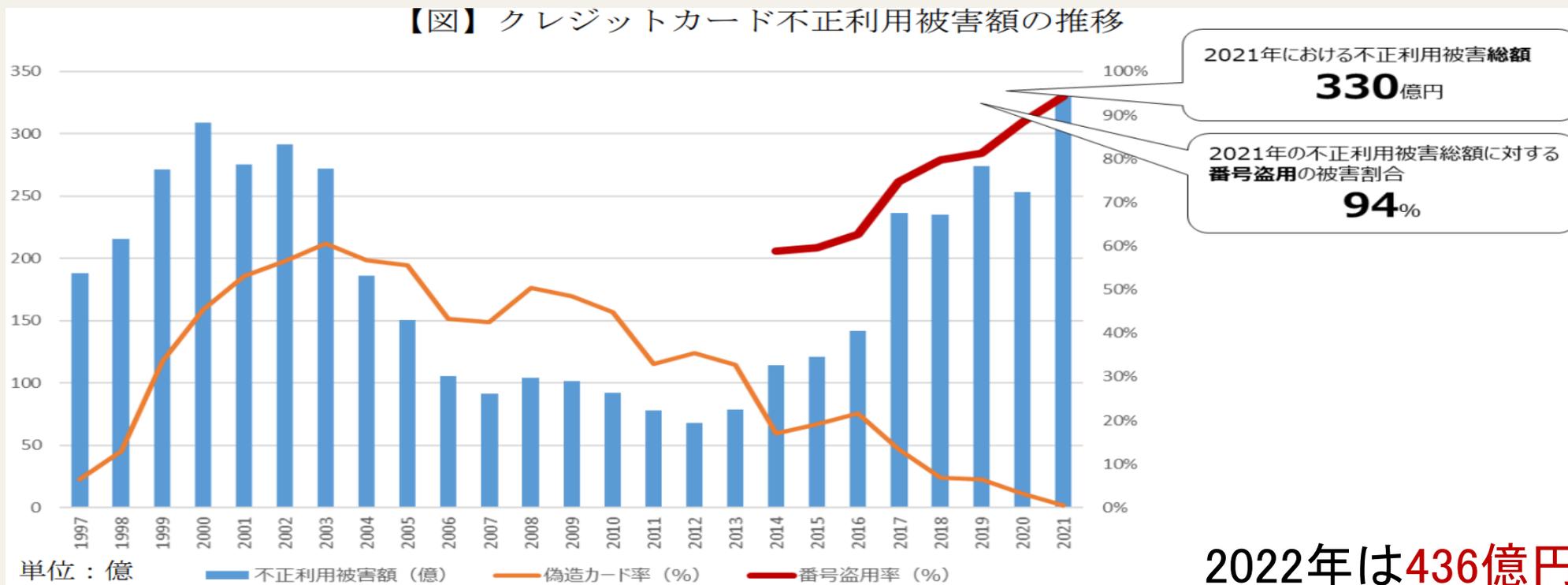
https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20230809_1.html

2017年度⇒2022年度 契約件数1.81倍を大幅に超える、相談件数2.85倍

3-4 悪質サイト業者のマンスリークリア決済のトラブルが増大している原因と対策

- ア 二月内払いのクレジット決済のトラブル件数の増加率が、カード決済利用件数の増加率を大幅に超えて増大している。 ⇒2016年・2020年**附帯決議**の要請を受け止め実施すべき事態。
- イ その原因の第1は、**マンスリークリア払いのカード発行会社**(イシューア)に苦情の伝達・適切処理義務の適用がなく、**自主規制規則**があるにとどまり、利用者の苦情がアクワイアラー等に伝達されていない実態がある、と思われる。
⇒**サイト被害弁護団**の認識、**消費生活センター**の相談処理の実情、日本クレジット協会による実態把握や申出・対応の状況はどうか。**加盟店情報報告制度**の登録情報の実情はどうか、国民生活センターから経産省を経由して日本クレジット協会に**情報提供する制度**の運用の実情はどうか。
- ウ 海外経由の**無登録決済代行業者等**が横行しており、加盟店調査措置義務を負わないため、カード発行会社が苦情を伝達する相手方が明確でない、苦情を伝達しても適切な調査・措置・報告が期待できず苦情伝達の実施が低調である、と思われる。
⇒**無登録アクワイアラー・無登録決済代行業者の件数**はどうか。
⇒カード発行会社は決済代行業者を確認し苦情申出者に開示しているか、消費者と決済代行業者等の交渉に委ねカード発行会社からアクワイアラー等への苦情伝達・調査・報告が利用されていないケースはどうか、苦情申出内容がチャージバック事由に該当すると思われる場合は適切に利用しているか。
- エ **登録制・加盟店調査義務導入における課題**は4-2参照。

4-1 2016年改正・2020年改正後もカード番号不正利用被害は大幅増加



日本クレジット協会 [news20230929_b1.pdf \(j-credit.or.jp\)](https://www.j-credit.or.jp/news/2023/09/29_b1.pdf)

【原因分析】

- ⇒カード番号漏えいは、カード加盟店か、決済代行業者・ECモール事業者・コード決済事業者か、どの程度特定されているか。
- ⇒カード番号不正利用は、国内の加盟店か、海外の加盟店か、どの程度特定されているか。
- ⇒現在の不正利用急増ぶりを抑えるには、決済代行業者等による加盟店調査措置を導入する必要があるのではないか。

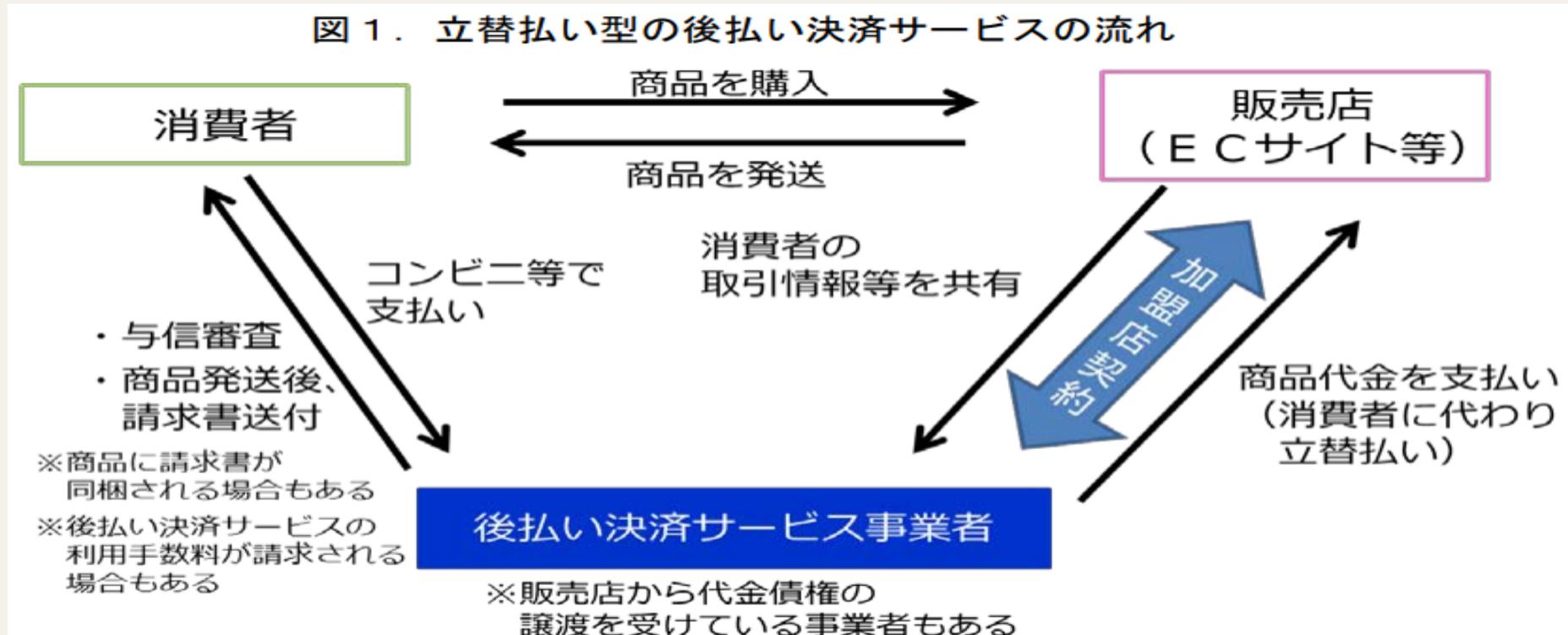
4-2 カード番号等漏えい・不正利用被害の増加の原因と対策

- ㊦ カード番号漏えいの多くは**カード加盟店**への不正アクセス、不正利用を受ける対象は**カード加盟店**ではないか。
- ㊧ 数百万店に上るカード加盟店を**行政庁**が監視・指導・規制することは困難（2016年改正時の判断）。
- ㊨ 決済代行業者等の介在が広がり、**アクワイアラー等**（クレジットカード番号等取扱契約締結事業者）がカード加盟店を直接、調査・指導・措置を講ずることは困難な状況。
- ㊩ カード加盟店との加盟店契約を締結し、直接、調査・指導・措置ができる立場の**決済代行業者等**が、**カード加盟店に対する調査・指導・措置の責任**を負うことが適切ではないか。
- ㊪ **決済代行業者等**の業態は、決済代行専業者・ECモール事業者・QRコード決済業者・カード番号等取扱受託業者等多様であるため、その業態を把握し、加盟店調査措置義務の主体となる事業者の範囲を明確にすることが必要ではないか。
- ㊫ 加盟店調査措置義務の**対象事業者の範囲**を明確にし、**迅速・適切な調査措置ができる体制整備**が必要であるから、同時に**登録制を導入**することが必要。
- ㊬ 海外アクワイアラー・海外決済代行業者経由の**悪質決済代行業者等**が悪質サイト業者と提携している実態があることから、登録時の審査事項に「**国内に営業所を有すること**」を加えることが必要。

5-1 個別式2月内後払いによる立替払いのトラブル増加

〔仕組み〕ネット上の取引について、個別方式の立替払いを2月内払いで利用する決済方法。

(特別調査) 消費者トラブルからみる立替払い型の後払い決済サービスをめぐる課題(発表情報) 国民生活センター (kokusen.go.jp) 2020年1月公表



・いわゆるBNPL (Buy Now Pay Later) と呼ばれる決済手段として広がっている。

5-2 個別信用購入あっせんの規制の概要

【適用対象】 個別信用購入あっせん(法2条3項)

- ・カード等を利用することなく、
- ・特定の販売業者等が行う商品等の販売を条件として、代金相当額を販売業者(加盟店)に交付し、
- ・2月超後払いにより返済を受ける契約。

【主な行政規定】

(1) 支払可能見込額調査義務+過剰与信防止義務(法35条の3の3、35条の3の4)

- ・収入確認・個人信用情報(クレジット債務)調査等により支払い能力を超える与信を禁止

(2) 加盟店調査義務関係

ア) 販売方法等調査義務(法35条の3の5)、不適正与信契約の禁止(法35条の3の7)

- ・訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引の契約について、個別信用購入あっせん契約を締結しようとするときは、
- ・加盟店契約締結時の調査、個別契約締結時の審査、苦情発生時の調査(省令75条~77条)

イ) 苦情発生時の適切処理(加盟店調査)義務(法35条の3の20)

- ・店舗取引、通信販売の契約については、
- ・加盟店の販売方法に関する苦情が発生したとき、加盟店を調査し苦情を適切処理する(省令94条)

5-3 トラブルの特徴と課題

<現状>

- (1) 2月内払い決済は割販法の適用対象外
- (2) 詐欺的情報商材業者、詐欺的定期購入業者等悪質サイト業者の決済手段として利用されている。
- (3) 過剰与信審査、販売方法調査、苦情の適切処理が行われていない。

<課題> 法制度がアンバランス

㊦ 2月超後払い

- ・ 個別信用購入あっせん：【特商法5類型】販売方法調査義務・不適正与信禁止
【店舗取引・通信販売等】苦情の適切処理義務
- ・ 包括信用購入あっせん：苦情の伝達・適切処理義務
アクワイアラー等：（2月内払いを含む）加盟店調査措置義務

㊧ 2月内後払い

- ・ 個別式・カード式のあっせん業者：規制なし
⇒悪質加盟店排除は支払時期・回数を問わない課題ではないか。

㊨ プリペイド決済

- ・ 前払式支払手段提供事業者：苦情の適切処理義務（資金決済法21条の3）
※アクワイアラー等の加盟店調査措置義務の規定なし

6 2月内払クレジット決済と民事効

- ㊦抗弁接続を2月内払クレジット決済に適用することの検討も必要であるが、
- ㊧少なくとも、加盟店の不適正取引行為による損害が発生した場合の消費者保護の実効性を確保するためには、
- ㊨クレジット会社またはその履行補助者であるアクワイアラー、決済代行業者等において、**苦情の伝達・適切処理義務、加盟店調査措置義務の懈怠があるときは、**
- ㊩消費者は、クレジット会社に対し、**支払拒絶または損害賠償請求を主張し得るもの**とすること。
- ㊪最高裁平成23年10月判決は、販売業者の不適正取引行為についてあっせん業者の認識の有無及び程度等に照らし、売買契約と一体的に立替払契約の効力を否定することを信義則上相当とする特段の事情があるときは、これをあっせん業者に主張し得る余地を認めている。

7 カード番号等の不正利用被害とカード会員の責任

- ア) カード番号等を第三者に不正利用された場合にカード会員がどのような責任を負うか。
- イ) 従来は、カード会社から貸与されたカードを紛失・盗難に遭った場合は、原則として会員のカード管理責任であることを前提として、紛失・盗難に気付いた後速やかに警察に被害届を提出し、カード会社に連絡したときは、遡って60日間の損害を**カード紛失盗難保険**でカバーする取り扱いであった。
- ウ) カード番号の漏えい・不正利用被害は、会員のカード管理責任では説明ができない事態であり、**漏えい・不正利用防止の責任を負う関連事業者の負担**を基本としつつ、会員に過大な負担が生じないように、公正なルールを検討する必要がある。
- エ) 特に、カード利用明細書の発行が電子データ化され、預金通帳も書面から電子データ化される流れの中で、カード不正利用被害を会員が速やかに気づくことが難しくなっており、カード会社からの連絡により気づくケースが少なくない。
- オ) 遡って60日間補償のルールは、カード番号等漏えい・不正利用被害には妥当しない。

**キャッシュレス決済・デジタル社会の推進は、
安心安全なキャッシュレス決済制度によって、持続可能なデジタル社会となる**

弁護士 池本誠司